横浜市市民協働局間連携会議について

1 目的

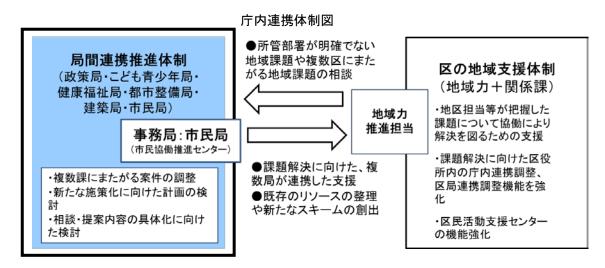
各区局間の調整を行い、様々な市民協働の取組の実現や区の地域支援体制をサポートし、市内 全体の市民協働の推進と地域課題の解決に資することを目的とする。

2 役割

横浜市市民協働局間連携会議は、

市民や区役所から寄せられた地域課題の相談や協働事業の提案のうち、 複数区局にわたる事案や所管が明らかでない事案について、

- ① 論点整理を行う。
- ② 既存制度(自局事業に限らず)を組み合わせ、オーダーメイドで解決への道筋をつける。
- ③ (既存制度では解決が難しい場合は)既存制度の柔軟な運用をする中で、制度の見直し や新たな手法を創り出す可能性を検討する。
- ④ (所管が明らかでない課題については、) 市民局が中心となって局間調整や関係局への 働きかけを行う。
- ※この会議は、決定権限や審査権限をもつものではないが、地域コミュニティに関わる局が連携し、 <u>実効性のある解決策や将来の施策に繋がる案件を検討しつつ、</u>協働による課題解決を推進するチームとなる。



3 局間連携会議で議論する案件の想定

I 市民や区局から寄せられた地域課題

<例>買い物困難者支援・地域の交流拠点づくり (ハード整備・運営面)

- Ⅱ 地域コミュニティ関連施策の情報共有と意見交換
 - ・現行中期計画 政策 33 の推進(地域コミュニティにかかるソフト・ハードの施策の連動)の具体的な推進と地域支援に関わる職員の育成

(他局事業との連携による発展、各局の地域支援・協働事業の連動)

- ・2025年、2040年を見据えた地域コミュニティに関することや次期中期計画等に向けた論点整理
- ・「ゆるやかなつながり」から地域活動の中心的な担い手までを視野に入れた総合的な地域人材の 育成検討

4 会議の構成

(1)会議の構成



	頻度	役割
部長会	年1~2回	・庁内連携の方向性の確認 ・特に重要な案件に関する方針確認
課長会	月1回程度	・中期計画の取組状況・課題の共有 ・各局事業だけでなく、他局事業との連携・連動 ・持ち込まれた課題の論点整理、進め方の検討 ・Ⅰ・Ⅱの内容に関わる研究会
係長会	月1回程度	・各局事業の情報提供、意見交換・各局事業の課題共有、意見交換・課長会からの意見照会に関する意見交換
分科会	必要に応じて 適宜開催	個別テーマに関する具体策の検討 ※案件に応じて区局関係課もメンバーに加える

5 課長会の構成

以下の課の課長または担当課長を構成員とする。

(1) 政策局 政策部政策課

共創推進室共創推進課

(2) 市民局 区政支援部区連絡調整課

市民地域支援部地域活動推進課市民地域支援部市民協働推進課

(3) こども青少年局 総務部企画調整課

(4) 健康福祉局 地域福祉保健部福祉保健課

高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

(5) 建築局 住宅地再生担当部住宅再生課

(6) 都市整備局 地域まちづくり部地域まちづくり課

※課題に応じて関係 局職員等の出席を 依頼する。(分科会 には、関係区職員 に依頼。)

6 事務局

市民局地域支援部市民協働推進課

7 他のプラットフォームとの連携

外部とつながるプラットフォーム(共創フロント、SDGsデザインセンター等)と横連携し、情報共有する。